丹南広域観光協議会規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、丹南広域観光協議会(以下「協議会」という)という。

(目的)

第2条 協議会は、会員相互の連絡と積極的な活動によって、丹南地区の観光 開発の推進及び宣伝を行ない、誘客の増大を図り、地域の発展に寄与するこ とを目的とする。

(事 業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
 - (1) 丹南地区観光開発計画の策定及び推進に関すること。
 - (2) 観光客誘致のための宣伝に関すること。
 - (3) 観光客の案内に関すること。
 - (4) 会員相互間の連絡ならびに関係諸機関との連絡調整に関すること。
 - (5) その他目的達成に必要なこと。

(会 員)

第4条 会員は、第2条の目的に賛同する団体をもって組織する。ただし、理事会に おいて認めたものは個人で加入することができる。

会員は、次の4種および特別会員とする。

- (1) 第1種会員 丹南地区に関係する市町村
- (2) 第2種会員 丹南地区に関係する各市町村の観光協会・商工会議 所・商工会・諸官庁
- (3) 第3種会員 観光事業に関係を有する個人又は法人
- (4) 第4種会員 この会に功労のあった者又は学識経験者
- (5)特別会員 福井県丹南広域組合
- 2 会員の加入及び脱退は、理事会の承認を必要とする。

(負担金)

- 第5条 第1種会員・第2種会員及び第3種会員は、総会の定めるところにより負担金を納めなければならない。
- 2 特別会員の負担金については、会長が定める。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 若干名

監 事 2名

2 前項のほか、顧問及び参与を置くことができる。

(役員選出)

- 第7条 役員は、総会で選出する。
- 2 会長は、会員より選出する。
- 3 顧問及び参与は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の任務)

- 第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、会長に協力して会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

(会議)

- 第10条 会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は毎年1回開催し、次の事項を決める。ただし、必要あるときは臨時 に開くことができる。
 - (1) 規約の変更
 - (2)解散
 - (3) 予算、決算、事業計画
 - (4) その他協議会の運営に必要な重要事項
- 3 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、必要の都度会長が招集する。
- 4 緊急必要事項については、理事会の決定をもって総会の議決とすることができる。ただし、会長は次の総会においてこれを報告し、承認を求めなければならない。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務を処理するため、福井県丹南広域組合に事務局をおく。
- 2 事務局に次の職員を置く。
 - (1) 事務局長 1名

- (2)係 員 若干名
- 3 事務局長、係員は、会長が任免する。
- 4 事務局職員は、会長の命を受け事務を処理する。

(会 計)

- 第12条 協議会の経費は、負担金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。 (その他)
- 第13条 この規約の施行にあたり必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この規約は、昭和51年11月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成6年4月1日から施行する。 附 即
- この規約は、平成7年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成12年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成25年8月1日から施行する。